

(仮称) 伴谷幼稚園・伴谷保育園統合
公私連携幼保連携型認定こども園
設置・運営事業者
募 集 要 項

令和3年(2021年)6月30日 策定

甲賀市 こども政策部 保育幼稚園課

(仮称) 伴谷幼稚園・伴谷保育園統合 公私連携幼保連携型認定こども園
設置・運営事業者募集要項

目 次

はじめに	P 2
1. 事業の概要	P 2
2. 法人等に関する条件	P 2
3. 事業用地等に関する条件	P 3
4. 施設整備に関する条件	P 3
5. 運営に関する条件	P 5
6. 建築費及び運営費にかかる補助	P 7
7. 保育業務の引継ぎに関する基本事項	P 8
8. 事業者の選定	P 8
9. 募集に関する手続き	P 9
10. 欠格事項・禁止事項	P 10
11. その他の留意事項	P 11

添付資料

1. 位置図	別紙 1
2. 事業用地図	別紙 2
3. 提出書類一覧	別紙 3
4. 提出書類	様式 1～17
5. 質問書	別紙 4

参考資料

- ・ 甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドライン
- ・ 甲賀市教育・保育施設等の整備、認可、確認の手引き

はじめに

甲賀市（以下「市」という。）では、多様化する保育・幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図り、施設の老朽化対策及び待機児童対策もふまえ、甲賀市幼保・小中学校再編計画に基づいた、甲賀市立伴谷幼稚園と甲賀市伴谷保育園を統合した公私連携幼保連携型認定こども園を新たに設置するため、設置・運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1. 事業の概要

(1) 事業類型

公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(2) 定員

279人

(3) 事業用地（別紙1、2参照）

①所在地：甲賀市水口町伴中山3732番地1外

現況地目：田

敷地面積：3,430.40㎡

都市計画区域：市街化調整区域

②所在地：甲賀市水口町伴中山1014番地外

現況地目：保育園用地

敷地面積：4,803.30㎡

都市計画区域：市街化調整区域

(4) 開園日

令和5年(2023年)4月1日

2. 法人等に関する条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 応募する法人は、社会福祉法人又は学校法人であること。設立見込みでの応募も可とするが、開園に支障のない日までに、法人設立に関する所定の手続きを完了できること。
- (2) 応募する法人及び理事長（予定者を含む。）は、申請日時点において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に該当していないこと。
- (3) 応募する法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロの役員をいう。予定者を含む。）は、暴力団員（同法第2条第6号の暴力団員をいう。）に該当していないこと。
- (4) 応募する法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

- (5) 応募する法人の理事長及び役員（いずれも予定者を含む。）は、甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員に該当していないこと。
- (6) 応募する法人について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 応募する法人は、甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づき参加停止を受けている期間中ではないこと。
- (8) 応募する法人及び理事長（予定者を含む。）は、破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続き開始の申立てをしていないこと。
- (9) 応募する法人及び理事長（予定者を含む。）は、直近の2年間において国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 応募する法人は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等の関係法令を熟知し、保育・教育事業に熱意と理解を持ち、市の保育・教育行政について積極的に協力できる者であること。
- (11) 応募する法人は、認定こども園を運営するために必要な経営基盤（開園後、概ね1か月分以上に相当する運営費を普通預金等により保有している。）及び社会的信望を有していること。
- (12) 応募する法人は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に基づき認定こども園の運営事業者の申請をする意思があること。

3. 事業用地等に関する条件

市と「使用貸借契約書」を締結し、10年間は市所有の土地を無償で使うことができる。また、特段の理由がない限り期間を延長する予定である。

4. 施設整備に関する条件

- (1) 認定こども園の全ての施設（園舎・園庭・駐車場）を新設すること。
- (2) 開園日までに保育・教育が円滑に運営できるよう施設整備を完了すること。
- (3) 無理のない資金計画により整備事業を行うこと。
- (4) 「幼稚園施設整備指針（文部科学省）」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省）」、「滋賀県認定こども園の認定に関する条例」、「滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」等の内容を把握、理解し、園設置に関する基準を満たしたうえで周辺地の景観との調和に配慮して施設を整備すること。
- (5) 「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」のほか、開発、建築、消防、環境及び文化財保護等の関係法令を遵守すること。
- (6) 認定こども園を整備するに当たり必要となる都市計画法及び建築基準法に基づく建築確認を得ること。

- (7) 施設整備計画を市が示す周辺区・自治会及び近隣住民に丁寧に説明し理解を得ること。
- (8) 施設整備によって近隣の住居や農地に生じる恐れがある日陰や騒音等に関し適切な配慮を行うこと。
- (9) 建築及び備品材料等は木材の利用に努めること。また、木材は市内産材の使用に努めること。
- (10) 事業用地①に園舎、園庭及び駐車場等園運営に使用する施設を整備すること。開園後、市において伴谷保育園を取り壊す予定をしているため、事業用地②には、主に園庭及び駐車場を整備すること。
 なお、園庭及び駐車場が不足する令和5年度については、隣接する伴谷総合運動公園の一部及び伴谷幼稚園の敷地を使用することができる。使用する場合は、範囲及び期間を最小限に設定したうえで、市と協議すること。
- (11) 事業用地①②併せて、100台以上の自動車の駐車可能な駐車場、必要な規模の駐輪場及びベビーカー置場を設けるとともに、送迎時の敷地内交通の安全確保に努めること。
 また、要所に防犯灯を設置する等の防犯対策に万全を期すこと。
- (12) 地域の自治組織等から運動会等の地域行事を行うに当たり、自らが整備した駐車場の利用申出があった際は、園運営に支障のない限り、承諾すること。
- (13) 送迎等の車両が安全に園敷地内に入出りできるよう十分な幅の出入口を設けること。また、周辺道路の滞留車両が極力少なくなるような敷地内経路を設定すること。
 事故防止に万全を期すとともに、交通規制に係る部分等について関係機関と必要な協議を行うこと。
- (14) 上下水道の配管工事等を行うこと。また、市が事前に協議した給排水設備及び使用量について、担当課と協議を行うこと。なお、市が解体する現伴谷保育園の敷地内には、下水道に排水する設備（外手洗い、外トイレ等）は設置できないので、留意すること。
- (15) 伴谷幼稚園及び伴谷保育園は指定避難所であるため、事業者は、整備する認定こども園について災害対応に積極的な協力を行うこと。

【施設整備想定スケジュール】

		開園日																															
実施主体	年度	令和3年(2021)					令和4年(2022)												令和5年(2023)														
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
市	開発協議	←————→																															
市	造成工事						←————→																										
事業者	建築工事						←————→																										
市	解体工事																									←————→							
事業者	外構工事																									←————→							

5. 運営に関する条件

(1) 協定書の締結

市と就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項に基づく公私連携幼保連携型認定こども園協定書を締結すること。

(2) 施設の名称

公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分に配慮し、認定こども園の名称を定めること。

(3) 定員

0歳児	1, 2歳児	3歳児	4, 5歳児	合計
21	78	60	120	279

2・3号定員の設定は234人程度とし、1号定員の設定は45人程度とする。新設する認定こども園の年齢区分は、上の表に示した人数を基本とする。ただし、入園希望者数等を勘案し、市と協議のうえ決定する。また、待機児童対策を考慮し、定員の弾力化運用が可能な施設規模の検討に努めること。

(4) 運営者

事業者自らが、当該認定こども園を運営すること。ただし、市が特色ある保育・教育を行うために必要があると認めた場合、他の法人と協力して運営することができる。この場合、主体となる事業者及び事業ごとの責任主体を明らかにすること。

(5) 準拠規程等

子ども・子育て関連3法、「滋賀県認定こども園の決定に関する条例」、「甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）」はもちろんのこと、子ども・子育てに関する法令を遵守し、児童福祉の理念、公共性及び公益性を持ち、保育・教育行政をよく理解し、市が実施する保育・教育事業に積極的に協力すること。

(6) 保育事業の継承等

事業者は、現在の伴谷幼稚園及び伴谷保育園の保育・教育事業を継承することを基本とし、より特色のある保育・教育の実施及び認定こども園の特徴を活かした運営を行うこと。

【伴谷幼稚園】

休園日 土曜日・日曜日・祝日、3月25日から4月7日まで、7月21日から8月31日、12月24日から翌年1月6日まで

開園時間 午前8時30分から午後1時30分まで

受入園児 1号認定（3, 4, 5歳児）

その他 預かり保育（13時30分から16時30分まで）、個別に配慮が必要な園児の保育・教育（特別支援教育、医療的ケア児の受入、母語支援）

【伴谷保育園】

休 園 日 12月29日から1月3日までと日曜日及び祝日

開園時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分まで

土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで

受入園児 2号認定（3，4，5歳児）、3号認定（0，1，2歳児）

そ の 他 個別に配慮が必要な園児の保育・教育（特別支援教育、医療的ケア児の受入、母語支援）

(7) 保育事業の拡充

預かり保育、一時預かり保育、長時間の延長保育、特別な支援を必要とする児童に対する保育、休日保育等に積極的に取り組むよう努めること。

(8) 子育て支援事業

保護者の実情に応じた子育て支援事業を行うこと。なお、事業内容については、事前に市と調整を行うこと。

(9) 三者協議会の主催

円滑な移行のため、事業者、保護者（地域）及び市の代表で構成する三者協議会（以下「三者協議会」という。）を主催し、実施する保育・教育に関し協議すること。

(10) 保護者との関わり

保護者との懇談を適時開催し、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。

(11) 地域との関わり

相互の事業交流を行うなど地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。また、地域貢献となる取り組みを検討すること。

(12) 小学校との関わり

当該園の近隣の小学校との交流を積極的に行うとともに連携を密にすること。また、市及び市教育委員会が行う教育施策に協力すること。

(13) 保育教諭等の構成

園長となる予定の者は、認可を受けた保育・教育施設において3年以上園長又は幹部職員として勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

実務を担当する幹部職員は、認可を受けた保育、教育施設において幹部職員として2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

保育教諭は、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として3年以上の経験を有する者が3分の1以上含まれていること。（そのうち、5年以上の経験を有する者の雇用を2人以上となるよう努めること。）

(14) 給食に関すること

自園給食を実施すること。また、市内産の食材を活用するなど、地産地消の推進に努めること。

- 自園給食に必要な調理師及び栄養士の資格を有する者を配置すること。
- (15) アレルギー対応食等の提供の実施
食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を準拠し、除去食や代替食に適切に対応すること。
また、離乳食など乳幼児の特性や個々に配慮した食の提供に努めること。
 - (16) 疾病等への対応
医師又は看護師の資格を有する者を配置すること。
 - (17) 信仰等の多様性への配慮
保護者の信仰・信条等の多様性に配慮すること。
 - (18) 地域型保育事業所との連携
市内の地域型保育事業所等の連携施設としての役割を担うこと。
 - (19) 職員の資質向上
職員の資質向上及び教育・保育の質の向上のため、人権研修を含め、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。
 - (20) 労働条件の遵守
職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
 - (21) 保護者負担金
保育料以外の保護者負担金については、保護者の負担軽減に留意するとともに、保護者の同意を得ること。
 - (22) 損害賠償責任保険への加入
入園中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。また、登降園時における利用児童の交通安全の確保に十分配慮し、交通事故の発生防止に積極的に努めること。
 - (23) 苦情解決の仕組みの整備
関係法令等の定めによって苦情解決のための体制を整備し、適切に運用すること。
 - (24) 第三者評価等
良質かつ適切なサービスの提供のため、自己の評価を行うとともに、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価を受審すること。
また、その結果を公表すること。
 - (25) 市の立ち入り調査等への協力
実施事業内容に関する市への報告と立ち入り調査等について誠意をもって対応すること。
 - (26) 待機児童の解消に向けた取り組みの実施
市と協力して待機児童の解消へ向けた取り組みを積極的に進めること。

6. 建築費等及び運営費にかかる補助

- (1) 建築費等について

「甲賀市私立保育園等施設整備等補助金交付要綱」に基づいて行う次に掲げる事業の一部について、市の予算の範囲内において補助金の交付を受けることができる。

- ①園舎の建築
- ②園庭の整備
- ③駐車場の整備

- (2) 「甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づく市の確認を受けること。
- (3) 前記の確認を受けた後において、施設型給付の支給を受けることができる。また、市の予算の範囲内において「甲賀市私立保育園等運営補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けることができる。

7. 保育業務の引継ぎに関する基本事項

- (1) 三者協議会の意見をふまえ引継ぎに関する手順書を作成し、市と協議するものとする。
- (2) 開園の6ヶ月以上前から市との間で保育業務の引継ぎを行うこと。なお、この期間の給与等の経費に関して、市は負担しない。また、特に必要のない限り開園後に保育・教育の実施のために市から職員を派遣することはしないものとする。
- (3) 移行にあたり、市の指定する期間は市の検証を受けること。また、国、県及び市の監査、指導、助言等には誠意を持って対応すること。

8. 事業者の選定

- (1) 事業者の選定方法
 - ・市は、甲賀市私立認定こども園設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、ヒアリングによる審査を実施し、選定委員会の意見をもとに事業者を決定する。
 - ・応募事業者へのヒアリングは令和3年(2021年)11月下旬頃を予定しており、時間等詳細は後日通知する。なお、ヒアリングの際に、応募事業者はプレゼンテーションを行うものとする。
 - ・応募事業者は、応募内容について十分な説明が行える者3名以内で、選定委員会に出席する。
 - ・現場説明会は実施しない。
- (2) 選定結果と公表
 - ・事業者の決定は、令和3年(2021年)12月下旬頃を予定しており、選定結果は応募者に文書で通知する。選定に関する異議の申し立ては認めない。また、電話等による問い合わせには一切応じない。
 - ・審査内容及び審査経過については公表しない。
 - ・決定事業者名等については公表する。

- (3) 次点者の取り扱いと募集期間延長・再募集
- ・事業者として選定された者が辞退した場合、次点者（選定委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を繰り上げて事業者を選定することがある。
 - ・募集期間中に複数の応募がない場合には募集期間を延長する場合がある。また、事業者が選定されなかった場合には、再度募集を行う場合がある。
- (4) その他
- ・選定にかかる通知書発送までの間は、途中辞退をしても、これを理由に不利益な取り扱いをすることはない。ただし、辞退届を提出すること。
 - ・応募書類の作成、交通費、参加に要した費用は応募事業者の負担とし、市は補填しない。
 - ・提出書類は返却しない。
- (5) スケジュール

内 容		期 間 等
募集要項等の公開		令和3年(2021年)7月1日(木)～10月29日(金)
質問の受付	1回目	令和3年(2021年)7月5日(月)～7月23日(金)
	2回目	令和3年(2021年)7月26日(月)～8月13日(金)
	3回目	令和3年(2021年)8月16日(月)～9月3日(金)
	4回目	令和3年(2021年)9月6日(月)～9月24日(金)
質問に対する 回答	1回目	令和3年(2021年)7月30日(金)
	2回目	令和3年(2021年)8月20日(金)
	3回目	令和3年(2021年)9月10日(金)
	4回目	令和3年(2021年)10月1日(金)
応募申込書類提出期間		令和3年(2021年)7月5日(月)～10月29日(金)
ヒアリング (事業者選定委員会)		令和3年(2021年)11月下旬頃予定
選定結果の通知		令和3年(2021年)12月下旬頃予定

9. 募集に関する手続き

- (1) 募集要項及び様式等の公開
- 配付期間：令和3年(2021年)7月1日(木)から
令和3年(2021年)10月29日(金)まで
- 入手方法：様式等は、市ホームページからダウンロードすること。
(アドレス：<http://www.city.koka.lg.jp/13124.htm>)
- (2) 募集要項等に関する質問の受付
- 期 間：令和3年(2021年)7月5日(月)から

令和3年(2021年) 9月24日(金)まで
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)
4回に分けて受け付ける。

方 法：質問書に記入のうえ、甲賀市こども政策部保育幼稚園課へFAX
又はEメールで提出。

※送信した旨を電話で必ず連絡すること。

FAX：0748-69-2298

TEL：0748-69-2182

E-mail：koka10295000@city.koka.lg.jp

回 答：令和3年(2021年)7月30日(金)、8月20日(金)、9月10日(金)、10月1日(金)の4回に分け、市ホームページに回答を掲載する。

(3) 応募申込書類の受付期間及び提出方法等

期 間：令和3年(2021年) 7月 5日(月) から
令和3年(2021年)10月29日(金)まで
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

提出書類：別紙提出書類一覧表のとおり。

※ただし、審査にあたり、追加資料の提出を求められることがある。

提出部数：8部(原本1部、写し7部)

提出書類は、A4縦サイズで統一(図面はA3横サイズでも可)し、インデックスを付した仕切り紙(様式番号を記載)を挟みフラットファイル等に綴り提出すること。表紙及び背表紙には「伴谷認定こども園 設置・運営事業者応募書類 ○○法人○○○」と記載すること。

提出方法：直接持参。郵送等でも差し支えないが、一般書留等送達過程の記録があるものとし、受付期間内必着とする。

※それ以外の方法による提出又は受付期間終了後の申し込みは受け付けない。

提出先：528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市こども政策部 保育幼稚園課 保幼施設整備室

その他：提出期限までに添付資料を含め全ての必要書類を整えること。
添付必須書類の不足がある場合等は受け付けられないため、余裕を持った書類作成をすること。

10. 欠格事項・禁止事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外又は失格とする。

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。

- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合。
- (3) 応募書類の提出後、ヒアリングを実施するまでの間において施設整備計画、資金計画及び企画提案書の内容を市の承諾なく変更した場合（各計画以外の事項に関しても変更するにあたっては随時事前の相談が必要。）又は応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市が認める場合。
- (5) 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合。
- (6) 申請者又は申請者の代理人並びに関係者が選定に対する不当な要求を行った場合。
- (7) その他不正な行為があった場合。

11. その他の留意事項

- (1) 市を通じて認定こども園の設置認可の手続きを行うこと。
- (2) この要項のほか、基本的な基準を定めた「甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドライン」及び「甲賀市教育・保育施設等の整備、認可、確認の手引き」の内容を十分に理解したうえで応募すること。
- (3) 本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営にあたっては、関係法令を遵守することはもとより、市と誠実に協議し履行すること。
- (4) 甲賀市地域産業振興基本条例に基づき、地域資源（産業、自然、歴史、文化、技術、技能、人材その他の資源）を活用し、地域産業の活性化を促し、市の持続的な発展に寄与するよう努めること。
- (5) 市内において既に保育園等を経営する法人が、事業者の決定を受けた時は、既設の保育園等を廃止及び大幅な縮小をしないこと。
- (6) 設置・運営事業者の決定を受けた後、市が主催する保護者や地域住民等により構成する協議会において事業内容の説明を行うこと。
なお、事業計画等が協議会意見と著しく乖離する場合は、その修正に努めること。
- (7) 開園後においても、常に近隣住民と良好な関係を築くよう努めること。
- (8) 事業者の責によらない事情による場合を除き、開園予定日の変更は認められない。
- (9) 以下の場合、設置・運営事業者の決定を取り消す場合がある。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ① 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ② 事業者を決定した際の事業計画に大幅な変更が生じ、変更後の計画が募集条件を満たさなくなったとき。
 - ③ 事業者の責めによる事情により事業工程に大幅な遅延が生じることが判明したとき、あるいは事業実施が困難なことが判明したとき。

- ④ その他の事情により、施設整備中及び開園後に適切な事業実施が困難であると市が判断したとき。
- (10) 自らの責により開園予定日に保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害を負担すること。
- (11) 事業者の決定を受けた後に、事業の実施を取り止める場合は、必ず事前に市と協議した後、速やかに辞退届を提出すること。

甲賀市こども政策部 保育幼稚園課 保幼施設整備室
住所：〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
電話：0748-69-2182（直通）・F A X：0748-69-2298
E-mail：koka10295000@city.koka.lg.jp